

CORPORATE & TAX GLOBAL UPDATE

Newsletter

29 September 2025

Corporate & Tax Global Update ニュースレター Vol. 110

「グローバル秘匿特権ガイド」 第5版発行（英語）のお知らせ

「グローバル秘匿特権ガイド」第5版では、新たな法域としてチリ、コロンビア、サウジアラビア、スイス、ウクライナ及びベネズエラが追加され世界主要 38 法域の秘匿特権に関する法令と実務を包括的に網羅しています。サイバーインシデント対応や社内調査における秘匿特権の適用範囲、AI ツールの出入力に関する秘匿性の問題、クロスボーダー取引の秘匿特権の扱い等、実務上の重要課題についても詳しく解説しています。各国ごとに異なる複雑な秘匿特権のルールを把握し、現地弁護士との秘密保持を徹底する必要がある企業にとって、貴重なリソースとなります。

是非ご一読の上、さらに詳細をお知りになりたいときは弊所紛争解決グループまでご相談ください。

本ガイドへのアクセスは[こちら](#)。



はじめに

Corporate & Tax Global Update は、ベーカーマッケンジーのグローバルネットワークを最大限に活かし、日本と世界各国の会社法務及び税務の「今」をタイムリーにお届けしています。

Vol. 110 となる本号では、英国政府、外国投資審査制度の大幅な見直しを発表、令和 8 年度経済産業省税制改正要望等の最新情報をお届けします。本ニュースレターが会社法務と税務の分野における皆様の羅針盤となれば幸いです。

目次

1. 日本

日本：令和 8 年度経済産業省税制改正要望

2. アジア

ベトナム：ベトナム土地法改正案、2026 年 1 月から施行へ

3. 欧州

英国：英国政府、外国投資審査制度の大幅な見直しを発表

4. アフリカ

南アフリカ：グループ内再編の留意点 — 競争委員会の内部再編ガイドライン

「グローバル・パブリックM&Aガイド（英語）」更新のお知らせ

第5版となる本ガイドは、上場企業のクロスボーダー買収取引の経験豊富な40以上の法域における専門家の知見を集結しています。上場企業のクロスボーダー買収取引に関して生じる複雑な論点を簡素化し、取引の価値を最大化するために有用となります。

本ガイドは、オンラインにて、法域やトピックごとにデータをフィルタリングや比較することが可能で、特定の法域を詳細に調べることもできる便利なツールとなります。

詳しくはこちらをご覧ください。



日本

日本

令和8年度経済産業省税制改正要望

はじめに

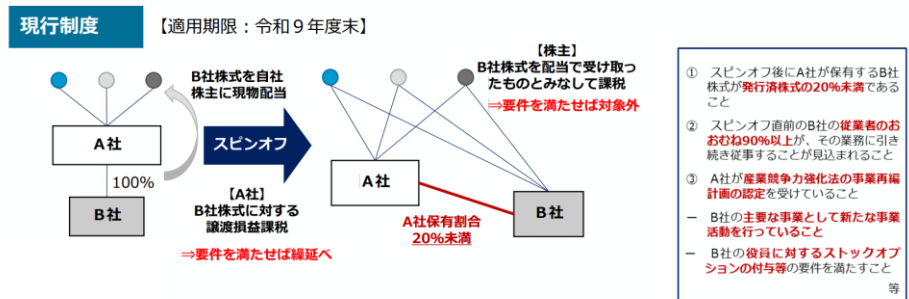
本稿では、令和8年度の経済産業省税制改正要望（以下、「経産省要望」）¹のうち、本ニューズレターの読者の皆様に関連する事項をピックアップして概説する。

スピノフの実施の円滑化のための税制措置の見直し

そもそも、ここで謂うスピノフはパーシャルスピノフを指す。パーシャルスピノフとは、自社グループによる持分を一部残したまま、株式分配を通じて、子会社株式を自社の株主に交付することにより、子会社株式を処分する事業再編の手法をいう。このパーシャルスピノフは、過去においては、法人税法上の適格要件を満たさないため²、課税の繰延べが認められていなかった。

（パーシャル）スピノフは、事業の売却先を必要とせず、企業が主体的に行うことができるため、大企業発のスタートアップ創出につながることもあり、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画・フォローアップ（令和4年6月7日閣議決定）」において、「スピノフを行う企業に持分を一部残す場合も含めてスピノフを活用しやすくする方策を検討」することされていた。そして、持分を一部残すスピノフにおいては、実態上、完全子法人であった法人の経営に対する関与の手段を残すことになるため、適格再編における課税繰延べの根拠となる移転資産に対する支配の継続を観念できる³。以上に鑑み、令和5年税制改正によって、スタートアップ創出促進のための期間限定の政策税制として、下記図の枠内に記載された要件を満たすパーシャルスピノフを適格株式分配とする制度が創設された（以下、「パーシャルスピノフ税制」）。

なお、創設当時は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に産業競争力強化法の事業再編計画の認定を受ける必要があったが、その後令和9年3月31日までに同認定を受ければよいこととされた。



（出典：令和8年度税制改正に関する経済産業省要望【概要】⁴16頁）

¹ 令和8年度税制改正要望（経済産業省）：財務省

² 一般的には、課税繰延べの根拠となる「支配の継続」が認められないためというように説明されていた。

³ 令和5年度 税制改正の解説 431頁

⁴ <https://www.meti.go.jp/main/yosangaisan/fy2026/pdf/03.pdf>

「2024-2025年 国際仲裁イヤーブック（英語）」発行のお知らせ

ペーカーマッケンジーでは、2024-2025年度国際仲裁イヤーブックを発行しました。本イヤーブックは、昨年1年間の国際仲裁における注目すべき動向について、世界40以上の法域の分析を網羅しています。

本年度版には、SIAC（シンガポール国際仲裁センター）や HKIAC（香港国際仲裁センター）を含む多くの機関による新しい仲裁規則、及び 2024 年にアブダビに開設された新しい仲裁センターである ArbitrateAD の詳細をはじめとする内容が含まれています。

詳しくはこちらをご覧ください。

International Arbitration Yearbook
2024 – 2025

これに対して、経産省要望は、企業の事業ポートフォリオの組替えも促進するよう適用要件を見直すこと、及び事業者の予見可能性を確保するため、これを恒久的な措置とすることを要望している。

前者について、具体的な内容は示されていない。もっとも、令和 8 年度税制改正に関する経済産業省要望のポイントにおいては、「ノンコア事業を切り出し、コア事業に専念するための事業ポートフォリオの組替えも促進できるよう」に見直しを行うとされている⁵。そして、令和 8 年度税制改正に関する経済産業省要望【概要】においては、参考資料として「『稼ぐ力』の CG ガイダンスの概要」が引用され、「事業ポートフォリオの組替え・成長投資の実行」及び「将来的なビジネスモデルの在り方や、その下での事業ポートフォリオの在り方を踏まえ、貴重な経営資源をコア事業の強化や将来の成長事業への投資に集中」との文言が赤字にされた上で枠で囲われ、強調されている。

このことからすれば、経済産業省は、必ずしも「スタートアップ創出促進」とは関係のないノンコア事業の切り出しに対しても、パーシャルスピンオフ税制の適用を求めていると考えられる。さらに、経産省要望において、「事業再編には検討から完了まで数年間を要することも鑑み、適用要件の見直し及び恒久的な措置とすることが必要である」とされていることからすれば、経産省要望は、上記要件のうち③以下の緩和を求めているものと推測される。即ち、パーシャルスピンオフ税制は上記の通りスタートアップ創出促進のための政策税制であるから、「認定株式分配に係る完全子法人が事業の成長発展が見込まれるものとして経済産業大臣が定める要件を満たすものであること」（措税特別措置法施行令 39 条の 34 の 2①六）でなければならない。

この具体的な内容として、上記に挙げられている「B 社の主要な事業として新たな事業を行っていること」⁶という要件が定められているが、事業ポートフォリオの組替えによるノンコア事業の切り出しは、検討から完了まで数年かかることになるため、この要件を必ずしも満たさないものである。

経済のデジタル化等に対応した新たな国際課税制度への対応

日本では、OECD の第二の柱のうち、Income Inclusion Rule（国際最低課税額に対する法人税、以下、「IIR」）を令和 5 年度税制改正において、Undertaxed Profits Rule（国際最低課税残余額に対する法人税、以下、「UTPR」）と Qualified Domestic Minimum Top-up Tax（国内最低課税額に対する法人税、以下、「QDMTT」）を令和 7 年度税制改正において導入しているところである。

2025 年 5 月の米国の One Big Beautiful Bill Act（米国予算案）において、UTPR 等「不公正な税制」を導入する国に対する報復課税ともとれる Section 899 の導入が浮上したことにより、各国に混乱が生じた。2025 年 6 月に G7 声明によりサイド・バイ・サイドアプローチ（米国を IIR 及び UTPR から免除するというもの）が確認され、Section 899 の導入は見送られたものの、OECD の第二の柱は大きく後退したと考えられるところである。

経産省要望では、「今後の市場国への新たな課税権の配分に係る国内法制化⁷や、OOECD 等での議論を踏まえたグローバル・ミニマム課税の見直しを行う際には、既存制度との関係にも配慮しながら、各制度の対象となる日本企業に過度な負担が生じないようにするとともに、国内外の企業間の公平な競争環境を確保し、日本企業の国際競争力の維持及び向上につながるものとする必要がある」とされており、今後の OECD 内での今後の議論の進展によ

⁵ 令和 8 年度税制改正に関する経済産業省要望のポイント 2 頁

⁶ より具体的には、主要な事業の開始から 10 年以内であること（令和 5 年 3 月 30 日経済産業省告示第 50 号 事業再編の実施に関する指針六へ（1））

⁷ OECD 第一の柱のこと

2025年金融機関展望レポート (英語)」発行のお知らせ

ペーカーマッケンジーの金融機関担当弁護士が、2025年に金融機関に影響を与えるトピックについて考察する「2025年金融機関展望レポート」を発行いたしました。今年も、地政学的リスク、テクノロジーの進化、規制の進展等により、継続的な変化がもたらされることは明かです。金融機関はリスクコントロールに留まらず、チャンスをもつための準備が益々重要となっています。

本レポートは、フィンテックやデジタルトランスフォーメーション、サステナビリティ、規制審査といった金融機関が直面するリスク要因に関する最新情報を網羅しています。

また、アセットマネジメント、ファイナンスポンサーや投資銀行向けに、税制、オルタナティブ・ファイナンス、アダプテーション・ファイナンス、EU域外銀行支店規則等についても解説しています。

詳しくはこちらをご覧ください。



て、第二の柱に係る取扱いが大きく変わることも十分にあり得るところであり、今後も注視していく必要がある。

外国子会社合算税制の拡充

外国子会社合算税制とは、外国子会社等を利用した租税回避（例：軽課税国に所在する子会社への有価証券、無形資産等の資産移転）を防止するため、活動実体に基づかない外国子会社の所得を日本の親会社等の所得として合算して課税する制度（租税特別措置法第66条の6以下）であり、CFC税制やタックスヘイブン対策税制等とも呼ばれる。

外国子会社合算税制は、租税回避と関係しないものと考えられるケースへの形式的な課税や、ビジネス実態と経済活動基準等の乖離による事業活動上必要な会社等への課税が生じている。そのため、海外展開を行う日本企業から同税制に係る負担の軽減を求める要望が大きい。また、グローバル・ミニマム課税の導入により新たな事務負担の発生が見込まれていることや、諸外国においてはグローバル・ミニマム課税の導入等に伴い対象の縮減等の見直しが進んでいること等を踏まえ、日本企業に過度な事務負担が生じないように、既存の外国子会社合算税制を簡素な制度にすることが求められている。このような問題意識から、経産省要望は、この外国子会社合算税制について、見直しを要望している。見直しの方向性について、経産省要望【概要】に記載されている具体例は以下である。

現状の課題（例）	見直しの方向性
①租税回避と関係しないケースでの課税 ・買収した外国子会社に買収前から生じていた所得や清算中の外国子会社の清算過程で生じた所得が合算課税の対象となるなど、 租税回避と関係しないケースも課税対象 。	課税範囲の見直し等
②ビジネス実態と基準の乖離 ・事業活動の有無を判定する 経済活動基準等 について、グループ戦略に沿って事業を行う外国子会社が独立した企業とみなされず合算課税の対象となったり、事業活動上必要な海外持株会社がペーパーカンパニーとして合算課税の対象となるなど、 ビジネス実態と乖離 。	経済活動基準の見直し等
③事務負担の増大 ・グローバル・ミニマム課税の導入等により、海外展開を行う企業の 事務負担が増大 。海外では、企業の事務負担の軽減を目的に CFC税制の対象縮減等の見直しを実施 。	適用免除範囲（税率）の見直し、両税制の計算共通化等

41

（出典：令和8年度税制改正に関する経済産業省要望【概要】41頁）

国境を越えた EC 取引に係る消費税課税のあり方の検討

令和6年税制改正において、欧州の制度に類似する消費税のプラットフォーム課税制度が導入されたところであるが、この制度の適用は、消費者向け電気通信利用役務の提供に係るものに限られている。近年の改正要望においては、このプラットフォーム課税制度を有形資産の取引にまで拡張することを企図しているような記載が見受けられてきた。

経産省要望は、今般、国内事業者と国外事業者の間における課税の公平性や競争条件の中立性確保の観点から、国境を越えた EC 取引に対する消費課税の在り方について検討を求めている。具体的には以下である。もし、これが具体化するとすると、既存のプラットフォーム課税制度と同様に、一定規模のプラットフォームを特定プラットフォーム事業者として指定し、特定プラットフォーム事業者に各種義務を負わせるような制度になるものと推測される。

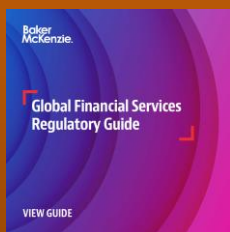
「グローバル金融サービス規制ガイド（英語）」改訂版発行のお知らせ

本ガイドは、世界の主要な金融センター及び新興市場を含む35の国と地域について、金融サービスに関する法令と規制を網羅的かつ包括的にまとめたものです。

金融サービス業界は、生成AIやデジタルアセット等の急速な技術進歩、厳しさを増すマネーロンダリング対策（AML）や制裁体制、新たなESG課題や継続的な業界再編等を背景に、大きな変革期が続いています。これらに伴う規制の変化は、導入の複雑さや法域により異なる規制と相まって、企業に重大なリスクをもたらします。

本改訂版では、このような課題に対応するため、急成長する暗号資産、AML及びCFT監督当局、更に外部委託先への規制拡大を取り上げています。金融商品の販売や新規市場へのサービス提供の際の簡易な参照資料として利用可能で、世界の銀行や金融サービス会社に適用される規制を網羅しています。

本ガイド（無料）をご希望の方は、こちらからアクセスしてください。



国境を越えたEC取引に係る消費課税の在り方の検討（消費税、地方消費税）

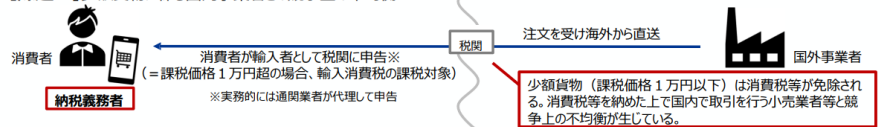
その他

- 国境を越えたEC取引には一般的に次の2つの形態が存在する。
 - ① 国外事業者が、プラットフォーム事業者（PF）が管理する国内倉庫に一旦納めた商品をECサイトを通じて販売する場合（フルフィルメントサービス）。国外事業者が国内販売に係る消費税の納税義務を負う。
 - ② 国外事業者から海外直送する場合。国内消費者がその引き取り時に輸入消費税の納税義務を負う（少額は免税）。
- ①については、多くの無申告が生じている可能性があり、②については、少額な貨物が免税対象とされており、これらの取引について国内事業者との間に競争上の不均衡が生じているおそれがある。
- 国内外事業者の事業者間における課税の公平性及び競争条件の中立性確保の観点から、国境を越えたEC取引に対する消費税の課税の在り方について検討する。

【課題1】国外事業者による無申告が生じているおそれ



【課題2】少額貨物に係る国内事業者との競争上の不均衡



43

（出典：令和8年度税制改正に関する経済産業省要望【概要】43頁）

外国組員に対する課税の特例の見直し

外国組員に対する課税の特例とは、日本にGP（無限責任組員）がいるファンドに対して、海外投資家（非居住者・外国法人）がLP（有限責任組員）として出資する場合、当該海外投資家は国内にPEを有するものとして扱われるため（所得税基本通達164-4）、ファンドを通じて得た国内源泉所得に対して課税されるのが原則であるところ、一定の要件を満たす者については非課税とする特例のことである（租税特別措置法第41条の21）。

概要は以下である。

現行制度

【適用期限：なし】

【制度概要】

- 組合契約事業は組員の共同事業であることから、国内にある恒久的施設（PE）を通じて事業を行う組合の組員は、国内にPEを有するものとして扱う（所基通164-4）ため、LPは国内源泉所得に対する所得税・法人税が課税されるところ。
- 当該特例制度は、外国LPのうち、一定の要件を満たすものについて、国内源泉所得に対する所得税・法人税を非課税とするもの。



【適用要件及び手続き】

【適用要件】

- 投資組合に出資する外国組員である
- 下記の全てを満たしている*
 1. この投資組合の有限責任組員であること
 2. この投資組合の業務執行行為を行わないこと
 3. この投資組合の組合財産に対する持分割合が25%未満であること
 4. この投資組合の無限責任組員と特殊の関係にないこと
 5. この投資組合契約に基づいて恒久的施設を通じて事業を行っていないとした場合には、恒久的施設附属所得を有しないこととなること

*全ての要件を組合契約締結の日から継続して満たす場合に、書類の提出日以降に適用。

【手続】 本特例の適用を受けようとする外国LP（LPがファンドオブファンズの場合は、非居住者・外国法人たる最終のLP）は、特例適用申告書を提出する必要。

（出典：令和8年度税制改正に関する経済産業省要望【概要】24頁）

これに対して、経産省要望では、「その要件及び手続きの見直しを行う」ことが要望されている。より具体的には「要件や手続につき、海外投資家による投資の障害にならないように、諸外国の制度とのイコールフットィングを確保することが重要であり、本措置について、実態に沿わない要件や手続を見直すことが有効であると考えられる」とされているが、この要望は下記の指摘を念頭に置いていると考えられる。

「規制強化期におけるM&A成功法（英語）」発行のお知らせ

金利の上昇やマクロ経済の不透明感により減速していたM&Aは、2024年後半に再び活発化する見通しです。そこで重要となるのは、最新の市場動向や法的発展を常に見極めることです。企業は、ビジネスモデルを再定義し、買収を通じたイノベーションやシナジーの推進、カープアウトや売却を通じた経営資源の最適化を行い、市場の課題に適応しなければなりません。投資ファンド等のフィナンシャルスポンサーは、バイアンドビルド戦略を通じたポートフォリオの合理化、エグジツトセールスやセカンダリー取引を通じた投資家へのリターン創出を迫られています。

しかし、M&A環境は、規制の観点から厳しさを増しています。独占禁止法、外国直接投資(FDI)、そして最近では欧州連合(EU)の規制当局による外国補助金(FSR)といった分野における監視強化は、M&A取引のハードルを一層高めています。

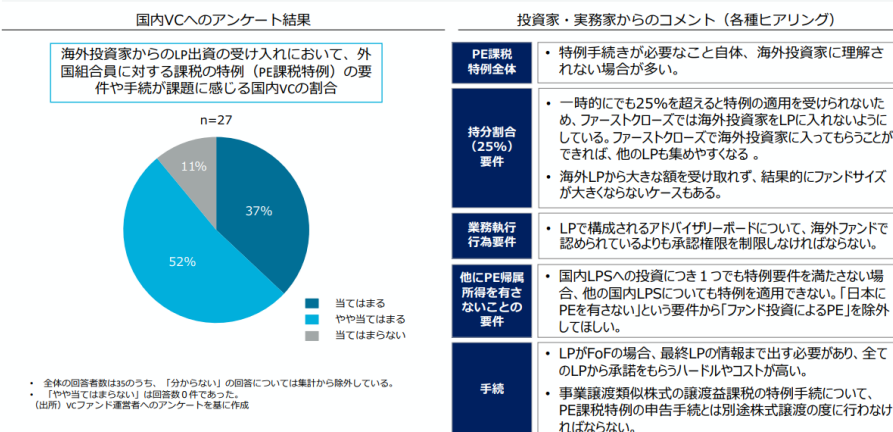
本ガイドでは、ベーカーマッケンジーの専門家が、今後予想される規制上の課題や、それらがM&A取引に与える影響について解説し、取引当事者がこれら課題を乗り越えるための指針を提示します。

画像をクリックしてご覧ください。



PE課税特例に関する指摘（国内VCへのアンケート・ヒアリング結果）

- 国内VCが海外投資家からのLP出資を受け入れるにあたり、PE課税特例の要件・手続きが課題として指摘されている。



（出典：事務局資料（スタートアップへの成長資金供給等に係る税制の論点について）令和7年7月9日 イノベーション・環境局 イノベーション創出新事業推進課⁸ 36頁）

[最初のページに戻る](#)

アジア

ベトナム

ベトナム土地法改正案、2026年1月から施行へ

農業環境省は、2024年8月1日より施行された土地法第31/2024/QH25号（以下、「2024年土地法」）の改正を提案している。最初の改正案は2025年7月26日に公開された（以下、「改正案」）。改正案は、施行上の課題を解決し、最近採用されたベトナムの2級地方行政制度との整合性を確保することを目的としている。

1. 土地価格の評価方針の調整

2024年土地法の土地価格に関する章の冒頭の規定は、土地価格は「市場原理に基づいて決定される」と定めている。改正案で最も目を引くのが、この基本的なルールを撤廃する提案であることは驚きではない。

政策的には、土地価格の歪みに関する懸念に対処するためのものである。改正案に添付された白書は、土地価格の決定と監督の両面で政府の関与が強まることを示唆している。この白書は、市場原理が完全に放棄されたわけではなく、より政府主導の枠組みの下で抑制されることを示唆している。

法律的には、このアプローチが最終的に何をもたらすかはまだ明らかではない。今のところ、改正案では、2024年土地法と比較した場合、土地価格を決定するために以下のようないくつかの変数が追加されている。

- 土地価格調整係数（ベトナム語で hệ số điều chỉnh giá đất）
- 土地、土地使用の目的、土地使用の形態によって異なる土地使用料又は土地使用料徴収率（ベトナム語で tỷ lệ thu tiền）

⁸ https://www.meti.go.jp/shingikai/economy/r_and_d_tax_system/pdf/004_08_00.pdf

「グローバルグループ再編ガイド」発行のお知らせ

世界各国で多くのグループ企業を有する欧米の多国籍企業は、越境合併、越境分割、越境組織変更や税務上の居住地の変更等、組織再編の手法を活用して積極的・頻繁にグローバル規模のグループ再編を検討、実施し、戦略的目的を実現しています。日本企業の間では、多国籍企業化してからの歴史が比較的浅いこともあり、欧米の競争相手に比べて、グローバル規模でのグループ再編に取り組むことは未だ一般的になっていません。このような問題意識から、本ニュースレターにて3回にわたり連載した日本企業による「グローバルグループ再編シリーズ」をまとめたガイドを発行いたしました。

日本企業によるグローバルグループ再編の検討材料のひとつとなり、厳しさを増す国際環境での競争力強化の一助となれば幸いです。

本ガイド（無料）をご希望の方はメールにてご連絡ください。



- インフラ建設費の控除係数（ベトナム語で hệ số khấu trừ về chi phí xây dựng）

改正案では、土地価格調整係数だけが新しい定義となり、再び土地価格調整係数が主役となる。土地価格調整係数は、これまでの土地法でも導入されてきた土地価格の算定方法である。簡単に言えば、土地価格調整係数とは、省・市の人民委員会が毎年公布する、指定された区域や場所における上昇率や下降率のことである。

一方、改正案では、省・市の人民委員会が地方土地価格表（ベトナム語で bảng giá đất）を発行、更新する制度も依然として提案されている。しかし、地方土地価格表について更なる規則を制定することを政府に委ねる案もある。

2. 土地使用制度の改善

同様に注目されるのは、土地使用者が土地使用料の一括払いを請求できる現行のケース・リストを廃止する提案である。2024年土地法では、土地使用料の毎年払いが原則的な方法であり、一括払いは特別に規定された場合にのみ認められる。

改正案では、「土地使用者は、土地の賃貸借形態を、土地使用料の全期間一括支払か毎年払いかのいずれかを選択できる」という原則に立ち戻るようである。

政策的には、改正案に添付された白書は、2024年土地法による現行の施策が、特に医療・教育プロジェクト（土地使用料の毎年払いが必要）において、事業会計、土地使用権の抵当権設定、資本調達に課題をもたらししていると指摘している。改正案で提案されているアプローチが採用されれば、これらのプロジェクトの投資家は、土地使用期間中、一括で土地使用料を支払うことができるようになり、プロジェクトのバンカビリティと長期的な資金計画が改善される。

3. 土地使用権(LUR)の競売や投資家選定のための入札の対象とならない土地割当や土地使用の明確化

改正案では、土地使用料又は土地賃借料が免除されるプロジェクトに関心を表明する投資家の最低人数を決定する他の法律に言及する補足条件を削除する内容の、2024年土地法 124.1 条の変更を提案している。

さらに、改正案では、2024年土地法 124.3 条の変更も提案しており、土地の割当や土地使用の対象となる案件について首相が決定するとの言及を削除している。その代わりに、プロジェクトが以下のいずれかに該当する場合、省・市の人民委員会は、土地の競売やプロジェクトの入札を経ることなく、土地割当や土地使用を決定できると規定している。

- 公共（ユーティリティ）目的のプロジェクト（ベトナム語で mục đích công cộng）。これには、運輸施設用地（港湾等）、廃棄物処理施設用地、エネルギー施設用地、通信・IT 施設用地（データセンター等）が含まれる
- 既に国会又は首相から投資政策の承認を得ているプロジェクトで、投資・入札規制により投資家選定やプロジェクト入札が義務付けられているケースに該当しないもの

これに関連して、改正案では、土地使用料又は土地賃借料免除の対象として、文化、社会、健康、教育、スポーツ、科学技術、環境、気象、外交及びデジタル変革プロジェクトを開発するための土地使用という別のカテゴリーを追加することを提案している。

「グローバル・プライベートM&Aガイド（英語）」発行のお知らせ

本ガイドは、非上場会社を対象とするクロスボーダーM&Aの準備、実行段階で直面する法務及び規制上の各種の論点について、40法域の状況を取りまとめています。

前回の2021年改訂以来、世界における法やビジネスを取り巻く環境は大きく変化しています。特に、独占禁止法及びその他の取引規制ルールは複雑さを増しており、これまで以上に積極的に施行が進んでいます。本最新版では、複雑な合併規制や外国投資規制に関する最新情報を盛り込んでいます。また、取引に影響を及ぼす可能性のある税務上の問題、雇用法上の義務、贈収賄防止に関する懸念事項も概説しています。

本ガイドはオンラインにより閲覧可能で、法域やトピックごとのデータ絞り込み、法域やトピックを跨いだデータ比較、また特定法域を詳しく調べることができます。

画像をクリックしてご覧ください。



4. 土地収用と土地を直接取得する民間契約に関するガイダンス

改正案では、政府が土地を収用する権利を有する場合（すなわち、2024年土地法第79条第33項及び第34項）を新たに追加しており、その中には以下の場合が含まれる。

- 「自由貿易地域」や「国際金融センター」に立地するプロジェクト
- 物流プロジェクト
- 住宅、都市、観光、商業、文化又はスポーツ機能を併せ持つ複合開発

さらに重要な点として、投資家が民間契約によって自ら土地を取得することを選択したものの、許可された期限内に必要な土地をすべて取得できなかった場合、政府は以下のいずれかの場合に限り、残りの土地の収用を行う。

- 投資家がすでに土地面積の75%を取得している場合
- 投資家がすでにプロジェクトエリアの土地使用者の75%との間で契約している場合

この規定は、私有財産権の尊重と戦略的開発の実現とのバランスを取るものである。しかし、75%という閾値が満たされると、残りの土地所有者は圧力を感じたり、軽視されたりする可能性があり、補償額や手続上の公平性をめぐって紛争が生じる可能性がある。このリスクを軽減するためには、透明性のある評価プロセスと利用しやすい苦情処理メカニズムが整備されていなければならない。

5. 2級地方行政制度への対応

2025年7月1日以降、地区レベルの行政が廃止され、行政単位の統合が進むことを受け、改正案では、これまで地区レベルの人民委員会や地区レベルの当局に言及していた数多くの条項に大幅な修正が加えられる。さらに、当局の権限に関して既に発効している新しい政令（政令第151号/2024/ND-CP等）との調和を図るための改正も必要である。

2025年7月1日より前は、土地使用、土地割当、土地利用転換の承認は、地区レベルの土地利用ゾーニング計画（ベトナム語で *quy hoạch sử dụng đất cấp huyện*）と年次土地利用計画（ベトナム語で *kế hoạch sử dụng đất cấp huyện*）に基づいていた。改正案では、これらの承認をコミュンレベル（区に相当）の土地利用計画とゾーニングに移行することを提案している。

注目すべきは、改正案が、コミュンレベルの土地利用ゾーニングと土地利用計画の全廃を提案する立法アプローチも提案していることだ。この第二のアプローチは、地方レベルでの土地利用に関する意思決定の将来の枠組みについて重要な問題を提起する可能性がある。この第二のアプローチは、行政の観点から、コミュンレベルでの計画を廃止することの現実性や影響について、意見を求めることを意図したものと考えられる。

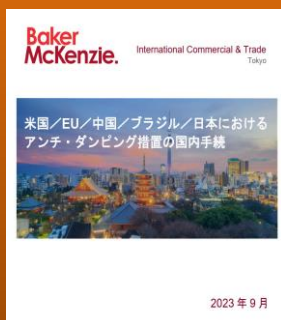
[最初のページに戻る](#)

「アンチ・ダンピング措置の国内手続」ガイドのお知らせ

近年、WTOアンチ・ダンピング協定に基づくアンチ・ダンピング関税の賦課件数が年間100件を超える水準で推移しています。

本ガイドでは、アンチ・ダンピング措置の発動国として件数の最も多い米国のアンチ・ダンピング関税賦課の国内手続の概要に加え、EU、中国、ブラジル、及び日本の国内手続の概要を説明しています。

本ガイド（無料）をご希望の方はメールにてご連絡ください。



欧州

英国

英国政府、外国投資審査制度の大幅な見直しを発表

2025年7月22日、英国内閣府は、英国の外国直接投資（FDI）審査プロセスを具体化する国家安全保障・投資法（以下、「NSI法」）に関する3つの重要な発表を行った。

第一に、英国政府は、特定の種類の内部再編について、NSI法の適用除外を設ける意向を正式に表明した。第二に、新たに3つの独立した義務的届出業種を導入することを含む、義務的届出業種の変更案に関する協議が開始された。第三に、政府は、NSI法に基づく制度の運用に関する最新の年次報告書を公表した。

これらの発表は、英国初の固有の外国投資審査制度であるNSI法が3年以上前に施行されて以来、同制度に対する実際かつ予定される最も重要な変更の一部を示すものである。これらの提案は、近時公表された産業戦略及び国家安全保障戦略と併せ、現労働党政権による、経済成長の達成というその主たる目標に沿った、英国でのより信頼性の高い最新のFDI審査制度の構築に向けた重要な一歩を示している。

NSI法見直しの5つのポイント

- 英国政府は、特に特定の内部再編について、英国のFDI審査制度の適用除外を近々導入する予定である。これらの適用除外の詳細はまだ公表されていないが、まもなく導入される予定である。
- 政府は、義務的届出業種に関する多くの変更を提案しており、これには、「重要鉱物」「半導体」「水」の3つを新たな独立した義務的届出業種として追加することが含まれる。政府は、これらの変更について、2025年10月14日までの12週間、意見聴取のための協議を実施中である。
- NSI法に基づき提出された届出及び審査件数は、前年比で大幅に増加した（約900件から約1,150件に増加）。ただし、コールインにより詳細審査（二次審査）の対象となった届出の割合は、ほぼ横ばいであった。
- 最終命令（条件付承認又は全面禁止）の対象となった取引は17件で（前年の5件から大幅に増加）、このうち1件は売却命令の対象となり、また、うち5件の取引は決定が出る前に当事者によって撤回された。
- 中国の投資家が関与する取引は引き続き厳しく審査されているが、米国、オーストラリア、インド、シンガポール、台湾、UAE、そして欧州各国と関係のある買収者による取引も最終命令の対象となっている。もっとも精査されているのは、引き続き防衛、軍事、デュアルユースの分野である。

詳細

1. 新たな適用除外の導入

本ニューズレターVol. 108でも紹介のとおり、近い将来、NSI法の制度に限定的な適用除外が導入される。政府は議会に対し、適格事業体の最終的な支配権に変更が生じない「特定の」内部再編について、義務的届出が不要となることを確認した。さらに、清算人、特別管財人、及び破産管財人の選任についても届出義務がなくなる（以下、「適用除外」）。

内部再編に係る適用除外は特に注目に値するが、その具体的な条件についてはまだ明らかではない。重要なことは、これは完全な適用除外ではなく、政府が内部再編を様々な指標（例：取引価額、取得者の属性等）に基づき区分する可能性があるということである。つまり、特定の種類の内部再編のみが適用除外の恩恵を受ける一方で、他の内部再編は引き続き制度の対象となる可能性がある。

NSI 法の制度の下で行われた内部再編の届出件数に関する公的データはほとんどないが、過去 3 年間で相当数の届出があったものと考えられる。NSI 法における意思決定者である Pat McFadden（ランカスター公領大臣）は議会において、内部再編は「リスクをもたらす可能性が低いことが証明された」とし、適用除外は「企業の負担を軽減し、政府がよりリスクの高い取引に集中できるようにする」ために導入すると述べた。

適用除外がいつ導入されるかはまだ不明だが、Pat McFadden は「しかるべき時期」に実施のための二次立法を行う意向を示している。

2. 義務的届出業種の定義の変更に係る協議

政府は、適用除外の検討と並行し、既存の 17 の義務的届出業種の定義の変更案、及び「半導体」「重要鉱物」「水」の 3 つの新たな義務的届出業種の導入案（以下、「本提案」）について、12 週間の協議を開始した（以下、「協議」）。

本提案には、以下の重要な変更が含まれており、現在、協議の一環として意見募集が行われている。これらの変更の多くは、2023 年の意見募集（Call for Evidence）で既に議論されていたが、前保守党政権によって最終的に実施されなかったものであり、驚くべきものではない。

重要鉱物：アルミニウム、コバルト、リチウム、チタン、希土類金属を含む重要鉱物は、現在、義務的届出業種である「先端材料」でカバーされている。これを独立した義務的届出業種とする提案は、防衛及び科学に必要な戦略的に重要な鉱物への英国のアクセスを確保し、英国におけるネット・ゼロ技術及び先端製造業の需要に対応するという、政府の確固たる意図を示唆している。この新たな義務的届出業種は、探査・採掘から加工・リサイクルに至るまで、重要鉱物のサプライチェーン全体を対象とすることが提案されている。英国内でこれら事業活動を行う企業の買収、及び英国外でこれらの活動を行っているものの英国向けに製品又はサービスを提供する企業の買収のいずれもが、この新しい義務的届出業種の対象となる。

半導体：半導体は、これまで「先端材料」に含まれていたが、新たな義務的届出業種として、設計から製造までの半導体に関わる事業活動、特に半導体をデバイスとして利用可能な形態にする高度なパッケージングも含む形で、拡大される。これは英国の国家半導体戦略に沿ったもので、半導体の研究開発及びチップ設計における英国の既存の強みを維持する意図がある。

水：水道事業は、NSI 法施行前、議会での初期の議論において対象に含めることを求める声があったにもかかわらず、これまで同法の制度の対象とされていなかった。今回、新たな業種として加わることとなる。この提案は、政府が水道事業を「重要な国家インフラ」と認識していることを反映しており、イングランドとウェールズで事業を行う地域の上下水道独占企業も同様に対象となる。定義案の下では、少なくとも 17 社が制度の対象となることが見込まれている。水道に係る新たな義務的届出業種の導入案は、近時公表された独立水道委員会の最終報告、及び政府が規制環境を含む水道業の広範な改革を約束したことを反映している。

その他の注目すべき変更提案は以下のとおり：

- 「重要鉱物」「半導体」という新たな義務的届出業種の導入に伴う「先端材料」の簡素化
- 「人工知能」から消費者向け AI に関する低リスク案件を除外
- 「コンピュータハードウェア」を削除し、新設の「半導体」に統合
- 「データインフラ」の定義を更新し、特定のクラウドサービスプロバイダー及びマネージドサービスプロバイダーに加え、すべての第三者運営データセンターを含める

本提案が協議の結果すべて実施された場合、義務的届出業種は合計 19 となる。もっとも、投資安全保障局（以下、「ISU」）への届出件数が大幅に増加するとは見込まれておらず、政府は、全体で 10 件減から 35 件増程度と予想している。任意届出件数の増加見込みについては、推定値は示されていない。

協議を経て重要な変更が実施される場合には、政府において以前示唆したように、ガイダンスの更新が行われることが期待される。

3. NSI 法の年次報告書の公表

3 つ目の注目すべき動きは、7 月 22 日に行われた、2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日までの期間（以下、「本報告期間」）における NSI 法の運用状況を検証した第 4 回年次報告書（以下、「年次報告書」）の公表である。年次報告書の調査結果は、前回の報告期間を対象に公表された内容と概ね一致している。

年次報告書における主な全体統計は以下のとおり：

- ISU に提出された届出件数は全体で 1,143 件で、前の報告期間の届出件数 906 件から 25% 増加した。このうち、義務的届出は 954 件、任意届出は 134 件、事後的承認申請は 55 件であった。届出全体の 97% が受理されている。
- コールインにより詳細審査された案件はわずか 4.5%（計 56 件）で（前の報告期間の 4.4% と同程度）、このうち 49 件は事前に届出が行われており、他の 7 件は未届出であった。
- 本報告期間中に 17 件の最終命令が行われた（前の報告期間の 5 件から増加）。このうち 16 件は条件付承認で、1 件は売却命令であった（ただし、うち 5 件の取引は、最終命令発令の決定に至る前に中止）。17 件の最終命令のうち 11 件が義務的届出、5 件が任意届出によるもので、残り 1 件は未届出であった。

最も精査された国・地域—中国その他

年次報告書によれば、本報告期間中に受理されたすべての届出を見渡すと、英国に関連する買収の割合が引き続き最も高かった（前の報告期間の 61% から微増の 65%）。米国に関連する買収が引き続き 2 位（前回の 26% から微増の 29%）で、その他の関連ジュリスディクションの割合ははるかに小さくなった。

コールインされた買収のうち、英国関連が最も高い割合（前回の 39% から 48% に増加）を占め、計 11 件につき最終命令が行われた。一方、米国関連は 20%（前回の 22% から減少）で、計 3 件の最終命令が行われた。

注目すべきは、中国関連の取引は、届出受理件数が全体の 5% 未満にとどまっているのに対し、コールイン件数（前回の 41% から 32% に減少）及び最終命令件数（7 件）が引き続き多いことである。

もう1つの注目すべき動きは、UAE 関連のコールインの増加である。前回の報告期間中は3%未満であったが、今回は約15%に達している。これは、最近のEUの外国投資制度の傾向としても見られるように、中東の国営企業による投資に対する監視が強化されていることを示唆している可能性がある。

以上にかかわらず、年次報告書に記載されている外国投資家の国籍に関する統計は、必ずしも投資家の出自に関する全体像を明らかにするものではない。これは、1件の買収に複数の取得者が関与する場合があります。その結果として、買収が複数の投資元と関連付けられる可能性があるためである。さらに、「関連」は、直接の取得者の本店所在地や最終的な実質的所有者の本店所在地といった複数の要素のいずれかを示している可能性がある。年次報告書のデータは、各届出についてどの種類の関連付けなされたか明記していない。

最も精査された業種－防衛、軍事、及びデュアルユース

年次報告書は届出及びコールインされた買収を業種別に分類しており、防衛、軍事、デュアルユースが、引き続き最も届出、コールイン及び最終命令が多い業種となっている。

防衛関連の届出件数は全体の56%を占め（前回の48%から増加）、コールイン件数は36%、最終命令は9件であった。一方、軍事及びデュアルユースについては、届出件数が全体の19%、コールイン件数が29%、最終命令が6件であった。これまでの年次報告書と同様、この結果は、制度が英国の国家安全保障にとってもっと機密性が高いと一般的に認識されている分野の事業活動を重点的に対象としていることを示している。

本報告期間中にコールインや最終命令が多かったその他の業種は以下のとおり：

- 人工知能：コールインは20%強まで増加（前回は15%）、最終命令は3件
- 政府の重要なサプライヤー：コールインは20%超まで増加（前回の10%から）、最終命令は4件
- エネルギー：コールインは25%に増加（前回の約15%から増加）、最終命令は5件

年次報告書のその他のポイント

本報告期間中、届出が行われた取引につき、詳細審査に向けたコールイン又は承認決定までの平均期間は、30営業日という法定の初期審査期間内である、29営業日であった。これは当事務所の近時の経験と一致しており、ISUは、問題がない取引であっても、詳細審査に向けたコールインを行うか否かの最初の決定に至るまでに、法定審査期間である30営業日のほとんど、あるいはすべてを使い切ることが予想される。

本報告期間中、追加的な45営業日の詳細審査期間の利用は21件（前回の12件から増加）であった。これには最終命令が行われた17件の取引が含まれるが、英国政府と届出当事者の合意による追加の期間延長が行われたのはわずか2件であった。

平均して、最終命令は最初の届出から70営業日以内に出されている。

4. 最終命令における承認条件の傾向

英国政府が過去1年間に公表した17件の最終命令（英国政府が取引を禁止するか条件付承認とするかを決定する命令）及び2022年1月以降に公表され

た最終命令から、NSI 法の下で最も機微と判断された取引にどのような条件が課されてきたか見て取れる。条件の例は次のとおり：

- **能力の維持**：過去 4 年間に出了た最終命令のうち、対象会社において英国の国家安全保障及び防衛を支援する製品又はサービスを継続的に提供できる能力を維持することを求める最終命令が 10 件あり、このうち 4 件は本報告期間中に出了たものである。最終命令のうち 1 件はさらに踏み込み、対象会社が自らその能力の提供を停止した場合でも英国政府が引き続き当該能力を受け取れるようにするため、非公開の取り決めに従うことが条件とされた。
- **社内方針及びプロセスの変更**：対象会社の社内プロセスや方針の変更を求める条件は、過去 3 年間の合計と比較し、本報告期間中により多く見られた。これには、IT 機器やデータへのアクセス及びこれらの取扱いに関する特定の要件の実施、機密情報又は知的財産権に関連する新たな雇用条件の導入、特定の拠点への訪問や出向社員のアクセスに関する社内プロトコルの変更等が含まれる。
- **社内組織及び委員会の設置**：国家安全保障に関わる機微な事項を監督するため、社内に作業部会や委員会を設置することを求める条件はこれまでも課されてきたが、本報告期間中にはその採用が大幅に増加した（このような条件を課した 6 件の最終命令のうち、4 件が本報告期間中の発出）。さらに、本報告期間中に出了た 5 件の最終命令では、委員会又は作業部会による最終命令の条件実施を監督するため、英国の安全保障に関する審査を受けた最高安全保障責任者又は委員長の任命を求める条件が課された。これは、最終命令の条件遵守を確保するために、より正式な内部執行メカニズムが導入されつつあることを示唆している。
- **報告義務**：本報告期間中に新たに見られた条件として、株式移転により特定の閾値を超えて対象会社の持株比率が変動する場合や、関連事業の一部の譲渡が行われる場合に、英国政府へ事前通知を行うことを求めた例がある。
- **取締役会の構成**：本報告期間中の 2 つの最終命令では、取締役会又は執行委員会の特定のメンバーが、メンバーとしての役割を維持するため、英国の安全保障に関する審査を受けることが要求された。

5. 今後の予定

英国政府による NSI 法に関する協議が現在実施されており、2025 年 10 月 14 日まで続く。その後、政府は協議の結果に対応するとともに、提案内容の実施に向けた明確なタイムラインを公表すると想定される。いかなる変更も、政府によるさらなるガイダンスを伴うものと予想され、当該ガイダンスは 2026 年中には公表される可能性が高い。

[最初のページに戻る](#)

アフリカ

南アフリカ

グループ内再編の留意点 — 競争委員会の内部再編ガイドライン

南アフリカにおけるグループ内再編は、特に少数株主が戦略的拒否権を有する場合等、支配の変更を伴う場合には、企業結合の届出を要する可能性がある。多くのグループ内再編は適用除外とされているものの、競争委員会の 2025 年のガイドラインは形式よりも実質を重視しており、自己株式取得や資

産譲渡のような日常的な行為も、企業結合規制の適用を受ける可能性がある。企業は罰則を避けるため、慎重にグループ内再編について評価を行うことが求められる。

企業構造が複雑化し、戦略的な機動性が重要となる中、グループ内再編は事業運営の日常的な要素となっている。業務の効率化、税務の最適化、あるいは新たな戦略目標への対応等を目的に、これらの再編は多くの場合、関連会社グループ内で行われる。しかし、一見純粋な内部取引に見える場合でも、南アフリカの競争法の下では、企業結合規制上の義務が生じる場合がある。重要なのは、企業の最終的な支配者が変わらない場合でも、そのような義務が生じ得る点である。

南アフリカの企業結合規制においては、企業結合には、過半数株式の取得だけではなく、他の企業の全部又は一部の（直接的又は間接的な）支配権の取得も含まれる。支配には、重要な意思決定や方針に影響を与える能力等、様々な形態がある。このような広範な概念は、たとえ単一の企業グループ内であっても、グループ内再編が支配に変更をもたらすものかどうか慎重に評価されなければならないことを意味する。

2025 年 8 月に公表された競争委員会のグループ内再編ガイドライン⁹では、すべてのグループ内再編が企業結合の届出対象になるわけではないことが明確にされている。一般に、純粋に内部的な再編、つまり企業グループ外の株主の権利に影響を与えない再編は、届出が必要な企業結合とはみなされない。ただし、これは包括的な免除ではない。競争委員会が重視するのは、再編によって外部の少数株主（厳密には企業グループに属さないが、関係する企業の株式を保有する株主）による支配に変更をもたらすかどうかである。

外部の少数株主は、少数株主保護を超える権利を有する場合がある。場合によっては、こうした権利（予算、事業計画、経営陣の任命に対する拒否権等）が、一種の「ネガティブ・コントロール」をもたらすことがある。つまり、過半数の株式を保有せずとも、戦略的決定を阻止したり、これに大きな影響を与えたりできるということである。このような権利が存在する場合、競争委員会は、当該株主が支配を有しているとみなす可能性があり、これは再編が届出を要する企業結合に該当するかどうかの判断に影響する可能性がある。

競争委員会は、企業結合の届出の対象となる戦略的支配権と、一般的には対象とならない通常の少数株主保護を区別している。例えば、株主が CEO の選任を拒否したり、大規模な資本支出を阻止したりする権利を有する場合、これは競争法上の支配とみなされる可能性がある。一方、株式資本の変更や株式の上場の決定に関する権利は、一般的な少数株主保護とみなされ、支配を有しているとみなされる可能性は低いと考えられる。

例えば、企業が自己株式取得を行った結果、少数株主の持分比率が戦略的拒否権を獲得する水準まで上昇した場合、当該取引は図らずも企業結合の届出の対象となる可能性がある。同様に、企業グループ内での資産や子会社の移転は、一見すると日常的な行為だが、外部株主の支配権に影響を与える場合、競争委員会の企業結合規制の対象となる。

多くのグループ内再編は一見ありふれた手続のようにも見えるが、競争委員会の繊細なアプローチは、グループ内取引であっても、特に外部の少数株主が支配を有している場合に、重大な規制上の影響を持つ可能性がある。競争委員会が形式よりも実質を重視するということは、企業の所有構造の枠を超え、取引が再編後の企業の支配構造にどのような変化をもたらすかを評価する必要があることを意味する。

⁹ Competition Commission's Internal Restructuring Guidelines

企業は、いかなる再編も、日常的又は事務的なものとして軽視すべきではない。たとえ些細な内部変更であっても、特に少数株主の支配権に影響を与える場合には、広範な影響が及ぶ可能性がある。競争法に関する慎重な事前評価は、コンプライアンスを確保し、高額な罰金を回避するだけでなく、戦略的な柔軟性を維持し、長期的な事業目標を守るためにも不可欠である。

[最初のページに戻る](#)